

# 那 霸 市 公 報

第 1 3 7 1 号  
毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行  
発 行 所  
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号  
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### 規 則

- 那 霸 市 母 子 生 活 支 援 施 設 条 例 の 施 行 期 日 を 定 め る 規 則 ( こ ど も 課 ) . . . . . 456  
那 霸 市 予 算 決 算 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 ( 財 政 課 ) . . . . . 457  
市 長 の 権 限 に 属 す る 事 務 の 補 助 執 行 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 ( 行 政 経 営 室 ) . . . . . 460  
那 霸 市 母 子 生 活 支 援 施 設 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 ( こ ど も 課 ) . . 461

### 訓 令

- 那 霸 広 域 都 市 計 画 事 業 土 地 区 画 整 理 保 留 地 処 分 委 員 会 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 ( 区 画 整 理 課 ) . . . . . 462

### 告 示

- 那 霸 市 ・ 南 風 原 町 ご み 処 理 施 設 事 務 組 合 規 約 の 一 部 を 改 正 す る 規 約 ( 環 境 政 策 課 ) . . . . . 463  
平 成 1 5 年 ( 2 0 0 3 年 ) 8 月 那 霸 市 議 会 臨 時 会 の 招 集 に つ い て ( 総 務 課 ) . . 463

### 水 道 局 規 程

- 那 霸 市 水 道 局 統 計 事 務 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 . . . . . 464

### 水 道 局 告 示

- 那 霸 市 水 道 局 指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 の 廃 止 に つ い て . . . . . 465

### 教 育 委 員 会 規 則

- 那 霸 市 立 小 学 校 及 び 中 学 校 の 指 定 通 学 区 域 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 . . . . . 467

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 選 挙 人 名 簿 登 録 の 抹 消 に つ い て . . . . . 473  
選 挙 人 名 簿 の 縦 覧 場 所 に つ い て . . . . . 473  
在 外 選 挙 人 名 簿 の 縦 覧 場 所 に つ い て . . . . . 473

**規 則**

---

---

**那覇市規則第66号**

平成15年7月30日

公 布 済

那覇市母子生活支援施設条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市母子生活支援施設条例の施行期日を定める規則

那覇市母子生活支援施設条例(平成14年那覇市条例第59号)の施行期日は、平成15年8月1日とする。

---

**那覇市規則第67号**

平成15年7月30日

公 布 済

那覇市予算決算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市予算決算規則の一部を改正する規則

那覇市予算決算規則（1971年那覇市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 副部長 那覇市事務分掌規則（1971年那覇市規則第15号）第2条第1項に規定する副部長及び公室長、消防本部次長、生涯学習部副部長並びに議会事務局次長をいう。

第3条及び第7条第3項中「又は課長」を「、副部長又は課長」に改める。

第21条第3項中「、市長の決裁を受け」を削る。

第24条中「財政課長又は財務部長」を「財務部長、財務部副部長又は財政課長」に改める。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第23条関係）」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2（第23条関係）」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第24条関係）

合議区分 合議事項	財務部長	財務部 副部長	財政課長
(1) 予算外に新たに義務の負担を生ずる事務及び事業の計画等に関する事。	○		
(2) 予算に関係のある条例、規則、訓令、要綱等の制定及び改廃	○		
(3) 国庫支出金及び県支出金の申請に関する事。			○
(4) 予算（旅費、委託料、工事請負費並びに補償、補填及び賠償金に限る。）の用途変更に関する事。			○

(5)	寄附金の受入れに関する こと。	○		
(6)	不動産の処分に関する こと。	○		
(7)	起債事業に関する こと。			○
(8)	交際費			10万円以上
	需用費のうち食糧費			3万円以上
	公有財産購入費	1,000万円 以上		500万円以上 1,000万円未満
	負担金、補助及び交付金 のうち補助金	100万円以 上	50万円以上 100万円未満	20万円以上 50万円未満
	補償、補填及び賠償金 のうち賠償金	○		
	投資及び出資金	○		
	寄附金	○		
	繰出金	○		
	委託料(管財課又は契約検査 室の分掌事務としての委託 に係る委託料を除く。)で地 方自治法施行令(昭和22年政 令第16号)第167条の2第1 項第2号から第5号までに 規定する随意契約によるも の			○
(9)	その他部長が重要又は異例 であると認める経費	○		

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の那覇市予算決算規則第24条及び別表第3の規定は、平成15年8月1日以後の起案に係る合議について適用する。

**那覇市規則第68号**

平成15年7月30日

公 布 済

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和59年那覇市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「若しくは」を「又は」に改める。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第2条関係）」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

読み替えられる字句	読み替える字句
助 役	教育長
部 長	議会議務局長 教育委員会事務局の部長
副 部 長	議会議務局の次長 教育委員会事務局の副部長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長
課 長	議会議務局の課長又は主幹 教育委員会事務局の課長、室長、主幹又は技幹 教育機関の所長、館長（公民館にあっては、中央公民館長に限る。）、校長又は園長 選挙管理委員会事務局の主幹 監査委員事務局の主幹 農業委員会事務局長
係 長	議会議務局の係長 教育委員会事務局の係長、主査、主任専門員又は技査 教育機関の係長、主査、分館長、主任学芸員、副所長又は中央公民館を除く公民館の館長 選挙管理委員会事務局の主査 農業委員会事務局の主査

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

**那覇市規則第69号**

平成15年7月30日

公 布 済

那覇市母子生活支援施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市母子生活支援施設条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市母子生活支援施設条例施行規則(平成14年那覇市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(管理委託)

第7条 条例第8条に規定する規則で定めるものは、社団法人那覇市母子寡婦福祉会とする。

付 則

この規則は、平成15年8月1日から施行する。

**訓 令**

**那覇市訓令第21号**

平成15年7月23日

施 行 済

那覇広域都市計画事業土地区画整理保留地処分委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇広域都市計画事業土地区画整理保留地処分委員会規程の一部を改正する訓令

那覇広域都市計画事業土地区画整理保留地処分委員会規程（1972年那覇市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「契約検査室長」を「管財課長」に改める。

付 則

この訓令は、平成15年8月1日から施行する。

**告 示**

**那覇市告示第37号**

平成15年7月29日

掲 示 済

那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合の共同処理する事務の変更及び那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合規約の変更について次のとおり、告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志



那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合理約の一部を改正する規約

那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合理約(平成11年沖縄県指令企第424号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) ごみ処理施設建設に関すること。
- (2) ごみ処理施設の管理運営計画に関すること。
- (3) 還元施設建設に関すること。

第4条中「那覇市字壺川153番地」を「那覇市壺川3丁目2番地6」に改める。

付 則

この規約は、平成15年7月22日から施行する。

那覇市告示第39号  
平成15年8月6日  
掲 示 済

平成15年(2003年)8月那覇市議会臨時会の招集について

平成15年(2003年)8月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成15年8月13日(水)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
  - (1) 常任委員会委員の選任
  - (2) 議会運営委員会委員の選任
  - (3) 議員派遣について
  - (4) 委員会の採択・不採択陳情
    - ア 中国共産党と朝鮮労働党による蛮行の歴史を素直な眼で見つめるための陳情について
    - イ 旅客機ハイジャック・自爆テロ事件に関し、米国政府の軍事力行使を支援し、再発防止に協力することを日本政府に具申することについて
    - ウ 警察の権限と設備、装備を抜本的に強化することについて
    - エ 補助金交付申請について
    - オ 有事法制に関する要請書について
    - カ 有事法制に反対し、憲法九条を生かした平和外交を求めることについて
    - キ 核兵器廃絶の国際条約早期締結と有事関連三法案の廃案を求める意見書について
    - ク 政府および国会に対する有事法制三法案の廃案を求める声明と行動の要

請について

- ケ 「朝鮮半島の植民地支配に対する謝罪と償い」に反対することについて
- (5) 委員会への付託陳情
  - ア 県産品の優先使用について
  - イ 障害児のための教育の充実及び地域生活の支援について
  - ウ 障害児のための教育の充実及び地域生活の支援について
  - エ 30人学級の早期実現を求めることについて
  - オ 市費学校事務職員の引き上げの撤回を求めることについて
  - カ 子どもたちが安全な学校生活を送るための要請について
  - キ 「県民の足」バス事業の再生を求めることについて
- (6) 専決処分の報告について(虎瀬公園において除草作業中の事故により車両の窓ガラスを割った件：対物)
- (7) 専決処分の報告について(機器リ - スシステム販売契約の解約に係る賠償金)

## 水 道 局 規 程

那覇市水道局規程第16号  
平成 15 年 8 月 1 日  
公 布 済

那覇市水道局統計事務に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市水道事業管理者  
水道局長 高 嶺 晃

那覇市水道局統計事務に関する規程の一部を改正する規程

那覇市水道局統計事務に関する規程(1967年水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(統計原本の提出)

第2条 各課の長は、所管に属する事務の概況を常に把握できるようにするため、別表に掲げる事項について統計原本を作成し、毎月10日までに企画経営課長に提出しなければならない。

別表中

「総務課	を	「総務課
1 職員配置及び職種別表		1 職員配置及び職種別表
2 勤務状況表		財政課
財政課		1 予算執行状況
1 予算執行状況		料金課
2 月次試算表		1 水道料金調定状況

料金課	2	上水道使用水量分析
1 水道料金調定状況	3	口径別段階分析
2 ふ頭別船舶給水状況	4	段階別使用水量分析
3 上水道使用水量分析	5	業種別水量比較
4 口径別段階分析	6	納付方法別調定状況
5 段階別使用水量分析	7	検針業務状況
6 業種別水量比較	8	水道料金収納状況
7 その他の使用状況表	9	手数料収納状況
8 納付方法別調定状況	10	加入金収納状況
9 検針業務状況	11	雑収益収納状況
10 水道料金収納状況	12	過年度未収金収入状況等
11 手数料収納状況	13	納付方法別収納状況
12 加入金収納状況	14	銀行別口座振替収納状況
13 雑収益収納状況	15	開閉栓作業状況
14 過年度未収金収入状況等	16	その他使用状況表」
15 納付方法別収納状況		
16 銀行別口座振替収納状況		
17 開閉栓作業状況		

に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 水 道 局 告 示

那覇市水道局告示第2号  
平成15年7月29日  
掲 示 済

那覇市水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市水道局指定給水装置工事事業者規定第10条2項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市水道事業管理者  
水道局長 高 嶺 晃

那覇市水道局給水工事事業者廃止名簿

登録	事業者	事業者の所在地	代表者
4 1	(有)城東設備工業	那覇市首里石嶺町 1-151-2	渡久山 朝清

**教育委員会規則**

那霸市教育委員会規則第11号  
平成15年7月30日  
公 布 済

那霸市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市教育委員会  
委員長 野 原 正 徳

那覇市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則

第1条 那覇市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則（昭和47年那覇市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 を

安 謝 小	字安謝3番地～16番地、20番地～98番地、101番地～104番地、182番地～276番地、292番地、617番地～666番地 安謝1丁目～2丁目(全部) 字天久762番地～837番地(805番地の1は曙小)、839番地～1160番地、1162番地～1163番地、1169番地、1179番地～1180番地、1194番地～1195番地 天久1丁目～2丁目(全部) 字銘苅211番地～229番地、239番地、241番地、266番地～269番地、288番地～294番地、301番地～305番地、308番地～323番地、335番地 銘苅2丁目～3丁目(全部) おもろまち3丁目(全部)
-------------	--

」 に、

安 謝	字安謝3番地～16番地、20番地～98番地、101番地～104番地、270番地～276番地、292番地、617番地～666番地 安謝1丁目～2丁目(全部) 天久1丁目～2丁目(全部) 字銘苅211番地～229番地、239番地、241番地、266番地～269番地、
--------	--

小	288番地～294番地、301番地～305番地、308番地～323番地、 335番地 銘苅2丁目～3丁目(全部) おもろまち3丁目(全部)
---	--

」  
を

曙 小	曙(全部) 港町(全部) 字天久805番地の1、838番地、1161番地、1164番地～1168番地、 1170番地～1178番地、1181番地～1193番地、1196番地～ 1201番地
--------	--

」  
に

曙 小	字安謝182番地～269番地 曙(全部) 港町(全部) 字天久(全部)
--------	--

改める。

第2条 那覇市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1中

」  
を

安 謝 小	字安謝3番地～16番地、20番地～98番地、101番地～104番地、270番地～276番地、292番地、617番地～666番地 安謝1丁目～2丁目(全部) 天久1丁目～2丁目(全部) 字銘苅211番地～229番地、239番地、241番地、266番地～269番地、288番地～294番地、301番地～305番地、308番地～323番地、335番地 銘苅2丁目～3丁目(全部) おもろまち3丁目(全部)
-------------	--

に、

安 謝 小	字安謝3番地～16番地、20番地～98番地、101番地～104番地、270番地～276番地、292番地、617番地～666番地 安謝1丁目～2丁目(全部) 天久1丁目～2丁目(全部) 字銘苅308番地～323番地、335番地 銘苅3丁目8番～9番
-------------	---

を

真 嘉 比 小	安里3丁目6番12号～23号、7番 字古島266番地～267番地、273番地～327番地、344番地 字真嘉比1番地～279番地、316番地、325番地～331番地、337番地～369番地 真嘉比2丁目1番地～2番地 字松川295番地～324番地(310番地は大道小)、326番地～436番地、
------------------	---

	<p>452番地～454番地、460番地～468番地 おもろまち4丁目(全部)</p>
泊	<p>字安里7番地～10番地、13番地～17番地、21番地～25番地、29番地～30番地、36番地～86番地、89番地～138番地、147番地～190番地、196番地～200番地、205番地、491番地～521番地 安里3丁目1番～5番、6番1号～11号、6番24号～36号、8番～20番 字上之屋47番地～50番地、206番地～208番地、221番地～222番地、225番地～227番地、244番地～245番地、254番地～255番地、269番地～270番地、299番地～423番地 上之屋1丁目(全部) 泊1丁目5番地～64番地の9</p>
小	<p>泊2丁目4番地～105番地 泊3丁目(全部) おもろまち1丁目～2丁目(全部)</p>

に、

真 嘉 比 小	<p>字古島266番地～267番地、273番地～327番地、344番地 字真嘉比1番地～279番地、316番地、325番地～331番地、337番地～369番地 真嘉比2丁目1番地～2番地 字松川295番地～309番地、311番地～324番地、326番地～436番地、452番地～454番地、460番地～468番地</p>
	<p>字安里7番地～10番地、13番地～17番地、21番地～25番地、29番地～30番地、36番地～86番地、89番地～138番地、147番地～190番地、196番地～200番地、205番地、491番地～521番地</p>



泊	安里 3 丁目 (全部)
	字上之屋47番地～50番地、206番地～208番地、221番地～222番地、 225番地～227番地、244番地～245番地、254番地～255番地、 269番地～270番地、299番地～423番地
	上之屋 1 丁目 (全部)
小	泊 1 丁目 5 番地～64番地の 9
	泊 2 丁目 4 番地～105番地
	泊 3 丁目 (全部)
	おもろまち 1 丁目～ 2 丁目 (全部)

「

」  
を

松	末吉町 1 丁目 4 番地～203番地
	末吉町 2 丁目～ 4 丁目 (全部)
	字古島 1 番地～15番地、17番地～20番地、25番地～26番地、28番地 ～29番地、33番地～34番地、219番地、229番地、234番地～ 237番地、239番地～245番地、263番地～265番地、268番地～ 270番地、328番地～343番地、345番地～387番地、389番地、 391番地～401番地、450番地～454番地、456番地～542番地
島	古島 1 丁目～ 2 丁目 (全部)
	真嘉比 3 丁目 1 番地～ 5 番地
小	字松川459番地、469番地～479番地、486番地～490番地、494番地～ 531番地、600番地～602番地
	字銘苜173番地、179番地～183番地、186番地、188番地～192番地、 199番地～210番地
	銘苜 1 丁目 (全部)
	松島 1 丁目 1 番地～ 3 番地
	松島 2 丁目 1 番地～ 6 番地

「 に

	末吉町1丁目4番地～203番地 末吉町2丁目～4丁目(全部。ただし3丁目39番地～47番地、59番地は銘苅小)
松島	字古島219番地、229番地、234番地～237番地、239番地～245番地、263番地～265番地、268番地～270番地、328番地～343番地、345番地～387番地、389番地、391番地～401番地、450番地～454番地、456番地～542番地
	古島1丁目～2丁目(全部)
	真嘉比3丁目1番地～5番地
小	字松川459番地、469番地～479番地、486番地～490番地、494番地～531番地、600番地～602番地
	松島1丁目1番地～3番地
	松島2丁目1番地～6番地

改め、同表に次のように加える。

銘苅小	字銘苅173番地、179番地～183番地、186番地、188番地～192番地、199番地～229番地、239番地、241番地、266番地～269番地、288番地～294番地、301番地～305番地
	銘苅1丁目～3丁目(全部。ただし3丁目8番～9番は安謝小)
	末吉町3丁目39番地～47番地、59番地
小	字古島1番地～15番地、17番地～20番地、25番地～26番地、28番地～29番地、33番地～34番地
	おもろまち3丁目～4丁目(全部)

付 則

この規則中、第1条の規定は、平成16年4月1日から、第2条の規定は、平成17年4月1日から施行する。

## 選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第18号  
平成15年8月4日  
掲 示 済

### 選挙人名簿登録の抹消について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定に基づき、次のとおり選挙人名簿より登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城勝夫

- 1 登録抹消者 野村 綾子 他703名
- 2 登録抹消者リスト 別紙略
- 3 登録抹消条件 平成15年2月1日から同年2月28日までに転出した者  
及び職権消除された者
- 4 登録抹消者数 704名(内訳 男 391名 女 313名)

那覇市選挙管理委員会告示第19号  
平成15年8月15日

### 選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第2項の規定により、平成15年9月3日(水)から同年9月7日(日)まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城勝夫

縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階  
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第20号  
平成15年8月15日

### 在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定により平成

15年9月3日から平成15年9月7日までに縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城勝夫

縦 覧 の 場 所

那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階  
那覇市選挙管理委員会事務局